

令和2年5月20日（水）全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部（第9回）

における丸山知事発言

1. 臨時交付金の「飛躍的増額」について

今回の臨時交付金の「飛躍的増額」につきましては、ぜひとも実現をお願いしたい。

第一次の補正もそうであったが、今、新聞等で流れてきている国の二次補正の議論も、大変大ざっぱなお話は伺うけれども、全体がどうなるかわからない。

国からの直接的な補助金等で対応できないところを、相当の規模の交付金で補っていかねば、地方の実情に合った全体の対策にならないと思っており、2兆円を超える増額が是非とも必要である。

2. 現行特措法の実効性を担保する法的措置（規制強化）について

第二波に向けては、「第二波の備え」ということ以前に、第二波を起こさないように、第一波の反省の下に取り組まなければ、もう一度GWに向けて行ったような対応を全国で取らなければいけなくなる。そういう事態は、行政として大変恥ずかしい事態だというふうに思っている。最初のPCR検査をやる前の、保健所の疫学的調査の漏れがあることが、地方の都市からすると、大きな感染拡大に繋がりがねず、そこをきちんと法的に担保しておく必要があると考えている。

おそらくミクロでいくと、大きな都市であっても、東京の最初の感染拡大は、夜の街のクラスターと言われており、そういったところが、再発しないような目処が立っているかどうか、ということについては大変不安である。

そういった法的な対応なしに、第二波を抑制できるのかということ、今一度、制度面として再考いただきたい。

3. 経営が厳しい地域の交通事業者への支援について

花角知事からもお話があったが、持続化給付金など中小事業者向けの色々な支援は充実してきており、その更なる拡充を求めているが、一方で、各地域で地域交通を担っておられる交通事業者の皆さんというのは、これらの制度では十分な手当ができない、そしてなおかつ、我々の生活に欠かせない事業体である。

離島航路も、島根は抱えているが、そういった公共交通の維持をしていくために、観光キャンペーンなどでは取り返せない、日常生活で使う部分で数か月分の減収が生じており、そのことが経営に直撃するような事業体が多いので、国の政策で対応するのか、（地方で）交付金で対応して欲しいということなのか、そういった交通整理もしていただきながら、コロナの第一波後の、各地域交通の再開に資するような対策が必要である。